

## 障がい者の積極的な雇用のお願ひ

本県の雇用対策及び労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、障がいのある方が地域の一員として共に暮らし共に働くことができる「共生社会」実現の理念の下、労働者を常時雇用する事業主には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、法定雇用率（2.3%）以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。

令和3年6月1日現在において、山形県内の民間企業に雇用されている障がい者数は3,063.5人で、平成16年以来17年ぶりに前年（3,065.0人）を下回りました。全国的には雇用障がい者数、実雇用率ともに過去最高を更新しましたが、本県における実雇用率は前年と同じ2.11%で、これは全都道府県中46位という状況です。

また、1人以上の雇用義務のある県内企業982社のうち、49.5%に当たる486社が法定雇用率未達成の状況にありますが、そのうち334社は、障がい者を1人雇用すれば法定雇用率を達成できる企業となっています。

障がい者をその特性や能力に応じた職務に配置することによって、多くの方が戦力として活躍することができ、また、障がいの有無、年齢、性別、国籍等の多様性を活かすことで、組織には活力が生まれます。さらには、企業全体が魅力のある職場となり、人材確保の可能性も拡大するものと考えます。

山形県及び山形労働局といたしましては、引き続き連携して障がい者に対する就職支援及び事業主の皆様に対する雇入れ支援に総力を挙げて取り組んでまいりますので、貴団体におかれましても、本趣旨について特段の御理解をいただき、会員企業等への周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴団体の益々の御発展をお祈り申し上げます。

令和4年4月

山形県中小企業団体中央会 会長 様

山形県知事 吉村 美栄子



厚生労働省  
山形労働局長 小森 則行

